

桑名市人事サポートセンター事業委託に係るプロポーザル選定基準書

1. 目的

本評価基準書は、桑名市人事サポートセンター事業委託に係るプロポーザルにおける企画提案の評価にあたり、最も優れた提案を行った事業者を選定するために必要な事項を定める。

2. 審査の対象

審査の対象者は、以下のすべてを満たす者とする。

- ①桑名市人事サポートセンター事業委託に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第9項の参加資格要件をすべて満たす者
- ②実施要領第15項の企画提案参加資格の取消しのすべての項目に該当しない者

3. 審査を行う者

桑名市人事サポートセンター事業委託審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業者選定の審査を行う。

4. 評価

(1) 業務実績及び事業見積額評価点（15点）

ア 業務実績書（様式4）及び見積価格については、委員会事務局が次の配点のとおり採点する。

評価項目	判断基準	配点
①業務実績	過去3年間に同種業務実績が1件以上ある場合	5点
	過去3年間に類似業務実績が1件以上ある場合	3点
	上記に該当しない場合	0点
②事業見積額	配点10点×（提案価格のうち最低価格／自社提案価格） ※小数点以下第1位を四捨五入	10点満点
合 計		15点

(2) 企画提案書及びプレゼンテーション評価点（85点）

ア 企画提案についてプレゼンテーションを実施、提案評価点を採点する。

イ 提案評価点の採点方法は、以下の図に示す6段階とし、各評価項目における配点は別紙評価基準のとおりとする。

評価内容	採点基準
評価が高い	配点 × 1.00
やや評価が高い	配点 × 0.80
普通	配点 × 0.60
やや評価が低い	配点 × 0.40
評価が低い	配点 × 0.20
趣旨に沿わない、又は未記載	配点 × 0.00

5. 候補者の選定方法

委員会は、下記により本市に最も適した提案を行った事業者を、優先交渉権者として選定するものとする。

- (1) 「4. 評価」による、(1) 及び (2) の点数の和を合計評価点とする。
- (2) 合計評価点の一番高い者を優先交渉権者とし、二番目に高い者を次点とする。
- (3) 合計評価点が、満点の6割に満たない場合は、本事業選定の対象外とする。
- (4) 合計評価点と同点の場合、下記の審査項目の順に点数が高い者を選定する。
 - ① 企画提案書及びプレゼンテーション評価点
 - ② 見積価格